

就業規則の改正等の説明を受ける（その1）

JR 東労組は会社から「就業規則の改正等について」の説明を受けました。組合員・社員のモチベーション向上と、疑問と不安の解消に向けて、議論を行っていきます。

【改正項目】 社員満足度向上施策(ESM)の実施に伴う規程改正等

【実施日】 2021年4月1日

改正概要

1. 新規採用時の年次有給休暇の付与日数見直し

(対象:社員、嘱託社員、契約社員)

・新規採用時に15日、以降1年経過ごとに1日ずつ加えて付与する。

年休の増!!

勤続年数	採用時	1年	2年	3年	4年	5年以降
現行	12	13	14	16	18	20
改正	15	16	17	18	19	20

2. 功労表彰の新設(対象:社員)

・勤続15年以上かつ6等級以上の社員が対象。
・長年に渡り活躍し当社の発展に特に寄与した社員を称え、今後のさらなる活躍に期待するため。

3. 永年勤続休暇の新設

(対象:社員、嘱託社員、契約社員、パート社員)

・永年勤続表彰(勤続10年、20年、30年)とともに、永年勤続休暇(有給)を2日付与する。
・有効期間は表彰基準日から1年間。

休暇新設!!

4. 住宅手当の支給要件の見直し(対象:社員)

・住宅手当支給額の基準となる「住宅ローンの月額負担金額」算出の際に、賞与併用返済している場合の賞与返済分の金額を反映させる。

賞与返済分も反映!!

5. 通勤手当の見直し(対象:社員、嘱託社員、契約社員、パート社員)

公共交通機関利用

居住地から勤務箇所までの距離が2km以上かつ公共交通機関の一利用区間が1.5km以上の場合
(現行:2km以上)

要件緩和!!

新幹線利用

在来線の通勤時間90分以上かつ新幹線利用により45分以上短縮できる場合
(現行:新幹線利用距離70km以上の場合)

(その2)へ続く